

平成23年12月22日

## 参考資料…Clarity版ISA、報告書、及び主な現行の監査実務指針の比較表

注1：本表は、監査基準委員会の新起草方針に基づく改訂版をご理解頂く際に参考に資するために、便宜的に作成した参考資料であって、報告書の一部を構成するものではなく、また、正式な手続を経て取りまとめたものでもない旨ご注意ください。

注2：主な現行の監査実務指針については、Clarity版ISAに概ね相当するテーマを扱う監査実務指針を選定し、さらに概ね対応する項目のみを抽出しております。したがって、欄が空白であることをもって、ただちに我が国の現行の監査実務指針に規定が存在しないことを意味する訳ではなく、他の監査実務指針に記載がある場合もある旨ご注意ください。

注3：Clarity版ISAに付されている脚注や他の基準への参照は基本的に報告書では含めていない点にご留意ください。

注4：「主な現行の監査実務指針」の列で現行の監査実務指針の項が重複する場合には、最初に登場する項目又は主たる項目のみに当該項の文書を記載し、2回目以降に登場するときにはカッコを付して「（現行〇項。なお、該当文章は報告書の〇項の右列）」と記載するにどめております。

Clarity版ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
<b>ISA530 AUDIT SAMPLING</b>		監査基準委員会報告書 530 <b>監査サンプリング</b>	平成23年12月22日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第48号)	監査基準委員会報告書第9号（中間報告） <b>試査</b> 平成9年2月17日 改正 平成14年11月18日
<b>Introduction</b>	<b>Application and Other Explanatory Material</b>	<b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b>	<b>《Ⅲ 適用指針》</b>	
<b>Scope of this ISA</b>		<b>《Ⅰ. 本報告書の範囲》</b>		
1. This International Standard on Auditing (ISA) applies when the auditor has decided to use audit sampling in performing audit procedures. It deals with the auditor's use of statistical and non-statistical sampling when designing and selecting the audit sample, performing tests of controls and tests of details, and evaluating the results from the sample.		1. 本報告書は、監査人が監査手続の実施において監査サンプリングを利用する場合に適用する。 本報告書は、監査サンプリングを立案してサンプルを抽出し、内部統制の運用評価手続と詳細テストを実施し、抽出したサンプルのテスト結果を評価する場合の監査人による統計的サンプリング及び非統計的サンプリングの利用に関する実務上の指針を提供するものである。		1. 本報告書は、試査に関する実務上の指針を提供するものである。 27. サンプリングによる試査には、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがある。統計的サンプリングは、次の(1)と(2)のすべての要件を満たすサンプリング手法である。 (1) サンプルの抽出に無作為抽出法を用いる。 (2) サンプルの監査結果に基づく母集団に関する結論（サンプリングリスクの程度の測定を含む。）を出すに当たって確率論の考え方を用いる。 上記の要件を一つでも満たさないサンプリング手法は、非統計的サンプリングに分類される。したがって、統計的サンプリングの手法を部分的に採用する場合には、統計的サンプリングには該当せず、非統計的サンプリングとなる。 なお、統計的サンプリングにおいては、サンプル数の決定の段階から確率論を利用することにより一般的にサンプリングの信頼度は向上する。
2. This ISA complements ISA 500, which deals with the auditor's responsibility to design and perform audit procedures to obtain sufficient appropriate audit evidence to be able to draw reasonable conclusions on which to base the auditor's opinion. ISA 500 provides guidance on the means available to the auditor for selecting items for testing, of which audit sampling is one means.  ISA 500, "Audit Evidence."		2. 監査基準委員会報告書 500「監査証拠」は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できるように、監査手続を立案し実施することに関する実務上の指針を提供している。当該報告書は、監査手続の対象項目の抽出方法に関する指針を提供しており、監査サンプリングはその一つの方法である。したがって、本報告書は、監査サンプリングについて監査基準委員会報告書 500 と併せて適用する。		
<b>Objective</b>		<b>《Ⅱ. 本報告書の目的》</b>		
4. The objective of the auditor, when using audit sampling, is to provide a reasonable basis for the auditor to draw conclusions about the population from which the sample is selected.		3. 本報告書における監査人の目的は、監査人が監査サンプリングを利用する場合に、抽出したサンプルから母集団全体に関する結論を導き出せるように合理的な基礎を得ることである。		
<b>Definitions</b>	<b>Definitions</b>	<b>《Ⅲ. 定義》</b>	<b>《Ⅰ. 定義》</b>	

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
5. For purposes of the ISAs, the following terms have the meanings attributed below:		4. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。		
(a) Audit sampling (sampling) – The application of audit procedures to less than 100% of items within a population of audit relevance such that all sampling units have a chance of selection in order to provide the auditor with a reasonable basis on which to draw conclusions about the entire population.		(1) 「監査サンプリング」又は「サンプリング」 – 監査人が監査対象となった母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るため、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団内の 100%未満の項目に監査手続を適用することをいう。		11. サンプリングによる試査においては、監査人は、母集団からその一部の項目をサンプルとして抽出し、それに対して実施した監査手続の結果から母集団全体の一定の特性を推定することにより当該母集団に関する結論を形成する。例えば、ある勘定残高の監査において、サンプルに対する監査手続の実施結果から発見された誤謬金額は、一定の条件の下に母集団全体の誤謬金額の推定のために利用されなければならない。
(b) Population – The entire set of data from which a sample is selected and about which the auditor wishes to draw conclusions.		(2) 「サンプリングリスク」 – 抽出したサンプルから導き出された監査人の結論が、母集団を構成する全ての項目に同じ監査手続を実施した場合の結論と異なるリスクをいう。 サンプリングリスクは、次のような2種類の誤った結論をもたらす可能性がある。 ① 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効であるとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在している重要な虚偽表示を存在していないとする結論。 このような誤った結論は、監査の有効性に影響を与え、誤った監査意見を形成する可能性が高いため、監査人は、とりわけ、この結論に関心をもつ。 ② 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効でないとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在していない重要な虚偽表示を存在しているとする結論。 このような誤った結論は、通常、当初の結論が正しくなかったことを確かめるための追加の作業が必要となるため、監査の効率性に影響を与える。		7. 母集団とは、監査人が特定の監査手続の実施についての結論を得るためにサンプル又は特定項目を抽出しようとする項目全体をいう。
(c) Sampling risk – The risk that the auditor’s conclusion based on a sample may be different from the conclusion if the entire population were subjected to the same audit procedure. Sampling risk can lead to two types of erroneous conclusions: (i) In the case of a test of controls, that controls are more effective than they actually are, or in the case of a test of details, that a material misstatement does not exist when in fact it does. The auditor is primarily concerned with this type of erroneous conclusion because it affects audit effectiveness and is more likely to lead to an inappropriate audit opinion. (ii) In the case of a test of controls, that controls are less effective than they actually are, or in the case of a test of details, that a material misstatement exists when in fact it does not. This type of erroneous conclusion affects audit efficiency as it would usually lead to additional work to establish that initial conclusions were incorrect.		(3) 「ノンサンプリングリスク」 – 監査人が、サンプリングリスクに関連しない他の理由によって、誤った結論を導くリスクをいう。(A1 項参照)		20. サンプリングリスクは、サンプルの抽出行為に起因するリスクであり、抽出したサンプルが母集団の特性を正確に反映しないために、監査人が母集団について誤った結論を形成するリスクである。サンプリングによる試査によって監査手続を実施する場合には、監査人は、母集団を構成する一部の項目に対して監査手続を実施し、その結果に基づいて母集団についての結論を形成する。このようにサンプリングによる試査によって得られた結論は、監査人が母集団を構成するすべての項目に対して監査手続を実施した場合に得られる結論とは異なる可能性がある。この可能性からサンプリングリスクが生じる。 21. サンプリングリスクには、次の2種類のリスクがある。 (1) 統制評価手続において統制リスクの程度を実際よりも高いと結論付けるリスク、又は実証手続において重要な虚偽の表示が存在しないにもかかわらず、これが存在すると結論付けるリスク このような場合には、通常、当初の結論が

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
				<p>正しくないことを確かめるために監査手続を追加することとなることが多いので、このようなリスクは監査の効率性に影響する。</p> <p>(2) 統制評価手続において統制リスクの程度を実際よりも低いと結論付けるリスク、又は実証手続において重要な虚偽の表示が存在するにもかかわらず、これが存在しないと結論付けるリスク</p> <p>この種のリスクは監査の有効性に影響し、監査人が誤った監査意見を形成する可能性を高める。</p>
(d) Non-sampling risk – The risk that the auditor reaches an erroneous conclusion for any reason not related to sampling risk. (Ref: Para A1)	<p><i>Non-Sampling Risk (Ref: Para. 5(d))</i></p> <p>A1. Examples of non-sampling risk include use of inappropriate audit procedures, or misinterpretation of audit evidence and failure to recognize a misstatement or deviation.</p>	<p>(4) 「統計的サンプリング」－以下の特性を持ったサンプリング手法をいう。</p> <p>① サンプル項目の無作為抽出</p> <p>② サンプリングリスクの測定を含めサンプルのテスト結果を評価するに当たっての確率論の利用</p> <p>①及び②の特性を持たないサンプリング手法は、非統計的サンプリングとみなされる。</p>	<p>《(1) ノンサンプリングリスク》 (第4項(3)参照)</p> <p>A1. ノンサンプリングリスクには、例えば、不適切な監査手続の適用、又は監査証拠の誤った解釈により、虚偽表示又は内部統制の逸脱を識別できないことが含まれる。</p>	<p>23. 監査手続の実施に際しては、監査手続の適用の誤り、監査証拠に対する判断の誤り、誤謬の見落としなどサンプリングによる試査における抽出行為に起因しないリスクも生じる。これらのリスクは、ノンサンプリングリスクとしてサンプリングリスクとは区別される。</p> <p>精査を実施する場合には、サンプリングリスクは生じないがノンサンプリングリスクは発生する。試査及び精査の実施過程において、一般に発生するノンサンプリングリスクとしては、例えば、次のものが挙げられる。</p> <p>(1) 監査要点に関連しない母集団を設定する場合</p> <p>(2) 誤謬が何であるかを明確にしていなかったために、監査手続を実施した項目に存在する誤謬を発見できない場合</p> <p>(3) 正当な注意（職業的懐疑心を含む。）を欠くことにより誤謬を発見し損なう場合</p> <p>(4) サンプルに対して監査手続が適切に実施されない場合</p> <p>(5) 発見事項について評価が適切でない場合</p> <p>なお、上記のノンサンプリングリスクに相当するリスクは、特定項目抽出による試査においても存在する場合もあるが、そのようなリスクは、定義上、特定項目抽出リスクに含まれている。</p> <p>ノンサンプリングリスクは、適切な監査計画、補助者に対する適切な指導・監督及び監査実務の適切な遂行などによって監査人が必要とする低い水準にまで抑えることができる。</p>
(e) Anomaly – A misstatement or deviation that is demonstrably not representative of misstatements or deviations in a population.		<p>(5) 「母集団」－監査人がサンプルを抽出し、結論を導き出そうとする項目全体をいう。</p>		<p>47. 特別の事態により単発的に発生したため、母集団における他の誤謬を代表しない誤謬を例外的誤謬という。誤謬が例外的誤謬であるかどうかを判断するためには、監査人は、追加手続を実施することによって、その誤謬が母集団を代表していないことについて相当に高い心証を得る必要がある。この追加手続は、その誤謬が母集団内の他の領域には影響を及ぼさないということを確認するために十分なものでなければならない。例外的誤謬の例としては、通常発生しないようなコンピュータの故障による誤謬が挙げられる。この場合、監査人は、故障当日に処理された取引を調査するなどによって故障の影響を評価する</p>

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
				とともに、故障の原因が監査手続や結論に及ぼす影響を考慮する。
(f) Sampling unit – The individual items constituting a population. (Ref: Para A2)	<p><i>Sampling Unit (Ref: Para. 5(f))</i></p> <p>A2. The sampling units might be physical items (for example, checks listed on deposit slips, credit entries on bank statements, sales invoices or debtors' balances) or monetary units.</p>	(6) 「階層化」 – 母集団を類似した特性（多くの場合、金額）を持ったサンプリング単位の集団である幾つかの下位母集団に分けるプロセスをいう。	<p>《(2) サンプリング単位》（第4項(7)参照）</p> <p>A2. サンプリング単位は、金額単位のほか、例えば、預金入金票に記載されている小切手、銀行取引明細書の入金取引、顧客に対する請求書、貸付先などの金額単位以外の場合もある。</p>	
(g) Statistical sampling – An approach to sampling that has the following characteristics: (i) Random selection of the sample items; and (ii) The use of probability theory to evaluate sample results, including measurement of sampling risk. A sampling approach that does not have characteristics (i) and (ii) is considered non-statistical sampling.		(7) 「サンプリング単位」 – 母集団を構成する個々の項目をいう。（A2 項参照）		<p>27. サンプリングによる試査には、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがある。統計的サンプリングは、次の(1)と(2)のすべての要件を満たすサンプリング手法である。</p> <p>(1) サンプルの抽出に無作為抽出法を用いる。</p> <p>(2) サンプルの監査結果に基づく母集団に関する結論（サンプリングリスクの程度の測定を含む。）を出すに当たって確率論の考え方を用いる。</p> <p>上記の要件を一つでも満たさないサンプリング手法は、非統計的サンプリングに分類される。したがって、統計的サンプリングの手法を部分的に採用する場合には、統計的サンプリングには該当せず、非統計的サンプリングとなる。</p> <p>なお、統計的サンプリングにおいては、サンプル数の決定の段階から確率論を利用することにより一般的にサンプリングの信頼度は向上する。</p>
(h) Stratification – The process of dividing a population into sub-populations, each of which is a group of sampling units which have similar characteristics (often monetary value).		(8) 「許容逸脱率」 – 母集団における実際の逸脱率が一定の率を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した所定の内部統制の逸脱率をいう。		<p>9. 監査人は、特定の監査手続を試査又は精査によって実施する場合、監査要点に関連する母集団を設定する。母集団を更に幾つかの母集団に分ける場合には次の二つがある。一つは、サンプリングによる試査において、母集団を幾つかの下位母集団（以下「階層」という。）に階層化する場合であり（第33項から第36項参照）、もう一つは、母集団を幾つかの母集団に分けて、ある母集団については特定項目抽出による試査を実施し、残りの母集団についてはサンプリングによる試査を実施するといった場合である。この場合は、前者の階層化とは区別して母集団の分割という。</p>
(i) Tolerable misstatement – A monetary amount set by the auditor in respect of which the auditor seeks to obtain an appropriate level of assurance that the monetary amount set by the auditor is not exceeded by the actual misstatement in the population. (Ref: Para A3)	<p><i>Tolerable Misstatement (Ref: Para. 5(i))</i></p> <p>A3. When designing a sample, the auditor determines tolerable misstatement in order to address the risk that the aggregate of individually immaterial misstatements may cause the financial statements to be materially misstated and provide a margin for possible undetected misstatements. Tolerable misstatement is the application of performance materiality, as defined in ISA 320,<sup>3</sup> to a particular sampling procedure. Tolerable misstatement may be the same amount or an amount lower than performance materiality.</p> <p><sup>3</sup> ISA 320, “Materiality in Planning and Performing an Audit,” paragraph 9.</p>	(9) 「許容虚偽表示額」 – 母集団内の実際の虚偽表示額が一定の金額を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した金額をいう。（A3 項参照）	<p>《(3) 許容虚偽表示額》（第4項(9)参照）</p> <p>A3. 監査人は、監査サンプリングを立案する場合、個別には重要でない虚偽表示が集計すると財務諸表に重要な虚偽表示となるリスクと未発見の虚偽表示の可能性を考慮して、許容虚偽表示額を決定する。</p> <p>許容虚偽表示額は、監査サンプリングに、監査基準委員会報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」で定義されている手続実施上の重要性を適用したものである（監基報 320 第8項参照）。許容虚偽表示額は、手続実施上の重要性と同額か、それより少額となる場合がある。</p>	<p>51. 監査人は、予備的に評価した母集団に関する特性が確かめられたか、又は予備的評価の修正を要するか、を決定するためにサンプルに対して監査手続を実施した結果を評価する。監査人は、推定誤謬額と例外的誤謬額の合計が許容誤謬額を下回っていると判断するならば（実証手続の場合）、又は推定誤謬率が許容誤謬率を下回っていると判断するならば（統制評価手続の場合）、予備的に評価した母集団に関する特性が確かめられたと考える。サンプルに対して監査手続を実施した結果から母集団について結論を形成するに際しては、監査人は、その母集団に対して実施した他の監査手続の結果やサンプルに含まれる誤謬についての質的側面などを考慮に入れる必要がある。</p> <p>なお、許容誤謬額とは、監査人が受け入れ</p>

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
				ることのできる誤謬総額をいい、許容誤謬率とは、監査人が受け入れることのできる内部統制からの逸脱率をいう。許容誤謬額は、重要性の基準値を基礎として決定される。
(j) Tolerable rate of deviation – A rate of deviation from prescribed internal control procedures set by the auditor in respect of which the auditor seeks to obtain an appropriate level of assurance that the rate of deviation set by the auditor is not exceeded by the actual rate of deviation in the population.		(10) 「例外的事象」 – 抽出したサンプルに対して実施した手続の結果、特定した母集団を明らかに代表していない虚偽表示又は内部統制の逸脱をいう。		(現行 51 項。なお、該当文章は報告書の A3 項の右列)
<b>Requirements</b>		<b>《Ⅱ 要求事項》</b>	<b>《2. 監査サンプリングの立案、サンプル数及びテスト対象項目の抽出》</b>	
<b>Sample Design, Size and Selection of Items for Testing</b>	<b>Sample Design, Size and Selection of Items for Testing</b>	<b>《1. 監査サンプリングの立案、サンプル数及びテスト対象項目の抽出》</b>	<b>《(1) 監査サンプリングの立案》</b> (第 5 項参照)	
	<b>Sample Design (Ref: Para. 6)</b>			
6. When designing an audit sample, the auditor shall consider the purpose of the audit procedure and the characteristics of the population from which the sample will be drawn. (Ref: Para. A4-A9)	A4. Audit sampling enables the auditor to obtain and evaluate audit evidence about some characteristic of the items selected in order to form or assist in forming a conclusion concerning the population from which the sample is drawn. Audit sampling can be applied using either non-statistical or statistical sampling approaches.	5. 監査人は、監査サンプリングを立案する場合、監査手続の目的と、サンプルを抽出する母集団の特性を考慮しなければならない。 (A4 項から A9 項参照)	A4. 監査サンプリングにおいては、監査人は、母集団から抽出したサンプルの特性に関する監査証拠を入手して評価することにより、当該母集団に関する結論を形成する。監査サンプリングには、非統計的サンプリングと統計的サンプリングがある。	サンプリング計画 30. 監査人は、入手すべき監査証拠の性質、考えられる誤謬の発生状況及び監査証拠についての特徴を考慮して、そのサンプリングによる試査において想定される誤謬の意味を明確にするとともに適切な母集団を設定する。  11. サンプリングによる試査においては、監査人は、母集団からその一部の項目をサンプルとして抽出し、それに対して実施した監査手続の結果から母集団全体の一定の特性を推定することにより当該母集団に関する結論を形成する。例えば、ある勘定残高の監査において、サンプルに対する監査手続の実施結果から発見された誤謬金額は、一定の条件の下に母集団全体の誤謬金額の推定のために利用されなければならない。
	A5. When designing an audit sample, the auditor's consideration includes the specific purpose to be achieved and the combination of audit procedures that is likely to best achieve that purpose. Consideration of the nature of the audit evidence sought and possible deviation or misstatement conditions or other characteristics relating to that audit evidence will assist the auditor in defining what constitutes a deviation or misstatement and what population to use for sampling. In fulfilling the requirement of paragraph 8 of ISA 500, when performing audit sampling, the auditor performs audit procedures to obtain evidence that the population from which the audit sample is drawn is complete.		A5. 監査人は、監査サンプリングの立案に当たって、特定の達成すべき目的と、その目的を達成するための監査手続の最適な組合せを考慮する。 監査人は、入手すべき監査証拠の性質と、当該監査証拠に関連する可能性のある内部統制の逸脱若しくは虚偽表示の発生状況又はその他の特徴について考慮して、想定される内部統制の逸脱又は虚偽表示の定義を明確にするとともに適切な母集団を設定する。 監査基準委員会報告書 500 で求められているとおり、監査サンプリングを実施する場合、監査人は、サンプルを抽出する母集団の網羅性に関する監査証拠を入手するための監査手続を実施する。	29. 監査人は、サンプリング計画の策定に当たって、特定の監査要点及びそれに適合する効果的かつ効率的な監査手続の組合せを検討する。例えば、減価償却費の計算の正確性を確かめるために、監査人は、サンプリングによる試査に基づく監査手続（サンプルとして抽出した固定資産項目のそれぞれの減価償却費を再計算する。）を実施することがある。また、これと組み合わせて分析的手続（固定資産全体の帳簿価額と平均償却率を使用して減価償却費のオーバーオールテストをする。）を実施することもある。その際、監査人は、(1)サンプリングによる試査に基づく監査手続を主たる監査手続として実施し、分析的手続は実施しないか又はこれを補完的に実施する場合と、(2)分析的手続を主たる監査手続として実施し、サンプリングによる試査に基づく監査手続は実施しないか又はこれを補完的に実施する場合とがある。 監査人は、期中の固定資産の増減の状況、個々の資産項目の減価償却率と平均償却率の乖離の程度、予想される誤謬の発生頻度及び誤謬が特定の項目に偏って発生する可能性などを勘案して、上記の(1)と(2)のうち、いずれがより監査要点に適合した有効な方法であるかを判断する。また、減価償却費計算の正確性を確かめるために、監査人がサンプリング

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
				<p>グによる試査によって実施する監査手続に依拠する度合いは、(1)の場合の方が(2)の場合よりも大きくなり、監査人が許容できるサンプリングリスクは、(1)の場合のサンプリングによる試査の方が(2)の場合のサンプリングによる試査よりも低く、監査人が必要とするサンプル数もそれだけ多くなる。上記の例において、(1)と(2)のいずれによっても監査要点に適合するとすれば、監査人は、主として監査の効率性の観点からサンプリングによる試査に依拠する程度と、そのときに必要となるサンプル数を決定すると考えられる。</p> <p>30. 監査人は、入手すべき監査証拠の性質、考えられる誤謬の発生の状況及び監査証拠についての特徴を考慮して、そのサンプリングによる試査において想定される誤謬の意味を明確にするとともに適切な母集団を設定する。</p> <p>8. (2) 母集団の完全性 例えば、特定の支払証憑ファイルから支払に関する証憑を抜き出し、監査手続を実施して特定の期間の支払に関する結論を導くためには、母集団として選んだ支払証憑ファイルにその期間のすべての支払証憑が漏れなく綴じられていなければならない。また、事業年度全体にわたって内部統制が良好に運用されていることをサンプリングによる試査により確かめるためには、事業年度全体の支払証憑を母集団としなければならない。</p>
	<p>A6. The auditor's consideration of the purpose of the audit procedure, as required by paragraph 6, includes a clear understanding of what constitutes a deviation or misstatement so that all, and only, those conditions that are relevant to the purpose of the audit procedure are included in the evaluation of deviations or projection of misstatements. For example, in a test of details relating to the existence of accounts receivable, such as confirmation, payments made by the customer before the confirmation date but received shortly after that date by the client, are not considered a misstatement. Also, a misposting between customer accounts does not affect the total accounts receivable balance. Therefore, it may not be appropriate to consider this a misstatement in evaluating the sample results of this particular audit procedure, even though it may have an important effect on other areas of the audit, such as the assessment of the risk of fraud or the adequacy of the allowance for doubtful accounts.</p>		<p>A6. 第5項で要求している監査手続の目的の考慮には、監査手続の目的に関連する状況のみを網羅的に内部統制の逸脱の評価又は虚偽表示の推定の対象にするために、何が内部統制の逸脱又は虚偽表示になるかを明確に理解することが含まれる。 例えば、売掛金の実在性を確かめるための確認手続においては、確認基準日前に行われた顧客の支払を会社が確認基準日直後に入金処理した場合、確認先から残高がゼロの回答を得たとしても、これを虚偽表示とみなさない。 また、得意先勘定間の転記誤りがあったとしても、売掛金の残高合計に影響を与えない。したがって、当該転記誤りが不正リスクの評価又は貸倒引当金の妥当性等の他の領域に重要な影響を及ぼすことがあるとしても、売掛金の実在性を確かめる監査手続に係るサンプルのテスト結果の評価においては、虚偽表示と考えることは適切でない。</p>	<p>31. サンプリングによる試査においては、誤謬のすべてが母集団全体にわたる一定の特性についての推定の対象とされ、かつ、誤謬でないものはその対象から除外されなければならないが、そのために、監査人は何が誤謬であるかを明確に理解しておく必要がある。例えば、売掛金の実在性に関する確認手続において、確認基準日前になされた顧客の支払を会社が確認基準日直後に入金処理した場合、確認先から残高が零の回答を得たとしても、実在性に関して確認結果を評価する際に、これは誤謬と考えるべきではない。</p>
	<p>A7. In considering the characteristics of a population, for tests of controls, the auditor makes an assessment of the expected rate of deviation based on the auditor's understanding of the relevant controls or on the examination of a small number of items from the population. This assessment is made in order to design an audit sample and to determine sample size. For example, if the expected rate of deviation is unacceptably high, the auditor will normally decide not to perform tests of controls.</p>		<p>A7. 監査人は、母集団の特性を考慮するに当たり、内部統制の運用評価手続において、関連する内部統制の理解に基づいて、又は母集団から少数の項目を抽出して実施した検討結果に基づいて、内部統制からの逸脱率を予想し(以下、「予想逸脱率」という。)決定する。これは、監査サンプリングを立案し、サンプル数を決定するために行われる。例えば、監査人は、予想逸脱率が受け入れられないほど高い場合、通常、運用評価手続を実施</p>	<p>32. 統制評価手続に係る監査計画の策定に際して、監査人は、サンプリングによる試査の対象となる母集団に含まれる予想誤謬率及び統制リスクの程度の暫定的評価を行う。なお、予想誤謬率とは、監査人が母集団の中に存在すると予想する所定の内部統制からの逸脱率をいう。この評価は、監査人が過去の監査から得られた知識又は母集団から抽出した少数の項目の調査を基礎とするものである。同様に、実証手続に関して、監査人は、一般に母</p>

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
	<p>Similarly, for tests of details, the auditor makes an assessment of the expected misstatement in the population. If the expected misstatement is high, 100% examination or use of a large sample size may be appropriate when performing tests of details.</p> <p>A8. In considering the characteristics of the population from which the sample will be drawn, the auditor may determine that stratification or value-weighted selection is appropriate. Appendix 1 provides further discussion on stratification and value-weighted selection.</p> <p>A9. The decision whether to use a statistical or non-statistical sampling approach is a matter for the auditor's judgment; however, sample size is not a valid criterion to distinguish between statistical and non-statistical approaches.</p>		<p>しない。同様に、詳細テストにおいては、監査人は、母集団に含まれる虚偽表示額を予想し（以下、「予想虚偽表示額」という。）決定する。予想虚偽表示額が高い場合、詳細テストの実施時には、精査又はサンプル数の拡大が適切となることがある。</p> <p>A8. 監査人は、サンプルを抽出する母集団の特性を考慮するに当たり、階層化又は金額単位抽出法が適切であると判断することがある。階層化及び金額単位抽出法に関しては、付録1に記載されている。</p> <p>A9. 統計的サンプリング又は非統計的サンプリングのいずれの手法を用いるかは、監査人の判断により決定されるが、抽出されるサンプル数自体は、統計的サンプリング又は非統計的サンプリングの選択を決定付ける判断基準とはならない。</p>	<p>集団に含まれる予想誤謬額の予備的評価を行い、これらをサンプリング計画及びサンプル数の決定に役立てる。なお、予想誤謬額とは、監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額をいう。</p> <p>50. 統制評価手続においては、サンプルから抽出された誤謬率が母集団全体の推定誤謬率となるので、第48項及び第49項に記載された推定は必要とされない。なお、誤謬に例外的誤謬が含まれる場合には、推定誤謬率の決定に際して例外的誤謬は除外する必要がある。</p> <p>28. 統計的サンプリングと非統計的サンプリングのいずれの手法を用いるかは、監査人が個々の状況により、十分かつ適切な監査証拠を最も効果的かつ効率的に入手することができるかどうかにより判断する。抽出されるサンプル数自体は、統計的サンプリングと非統計的サンプリングの選択を決定付ける判断基準とはならない。</p>
<p>7. The auditor shall determine a sample size sufficient to reduce sampling risk to an acceptably low level. (Ref: Para. A10-A11)</p>	<p>Sample Size (Ref: Para. 7)</p> <p>A10. The level of sampling risk that the auditor is willing to accept affects the sample size required. The lower the risk the auditor is willing to accept, the greater the sample size will need to be.</p> <p>A11. The sample size can be determined by the application of a statistically-based formula or through the exercise of professional judgment. Appendices 2 and 3 indicate the influences that various factors typically have on the determination of sample size. When circumstances are similar, the effect on sample size of factors such as those identified in Appendices 2 and 3 will be similar regardless of whether a statistical or non-statistical approach is chosen.</p>	<p>6. 監査人は、サンプリングリスクを許容可能な低い水準に抑えるために、十分なサンプル数を決定しなければならない。（A10項及びA11項参照）</p>	<p>《(2) サンプル数》（第6項参照）</p> <p>A10. 監査人が許容できるサンプリングリスクは、必要とされるサンプル数に影響を与える。監査人が許容できるサンプリングリスクが低ければ低いほど、より多くのサンプル数が必要となる。</p> <p>A11. サンプル数は、統計的手法を適用することによって、又は職業的専門家としての判断によって決定される。サンプル数の決定に影響を与える諸要因が、付録2と付録3に記載されている。これらの要因は、監査サンプリングを適用する状況が同様であれば、統計的サンプリング又は非統計的サンプリングのいずれであっても、サンプル数に同様の影響を与える。</p>	<p>22. サンプリングリスクは、統制評価手続と実証手続の双方の場合において、一般にサンプル数を増加させることによって低くすることができる。</p> <p>37. サンプル数を決定するに際して、監査人は、サンプリングリスクを許容できる水準まで軽減できるかどうかを考慮しなければならない。サンプル数は、監査人が許容できるサンプリングリスクの程度に影響を受ける。監査人が許容できるリスクの程度が低ければ低いほどより多くのサンプル数が必要になってくる。</p> <p>38. サンプル数は統計的手法を適用することによって、又は状況に応じて職業的専門家としての適切な判断を行うことによって決定される。</p> <p>39. 統制評価手続及び実証手続においてサンプル数に影響を与える諸要因は、それぞれ付録1及び付録2に記載されている。</p>
<p>8. The auditor shall select items for the sample in such a way that each sampling unit in the population has a chance of selection. (Ref: Para. A12-A13)</p>	<p><b>Selection of Items for Testing (Ref: Para. 8)</b></p> <p>A12. With statistical sampling, sample items are selected in a way that each sampling unit has a known probability of being selected. With non-statistical sampling, judgment is used to select sample items. Because the purpose of sampling is to provide a reasonable basis for the auditor to draw conclusions about the population from which the sample is selected, it is important that the auditor selects a representative sample, so that bias is avoided, by choosing sample items which have characteristics typical of the population.</p>	<p>7. 監査人は、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、サンプルを抽出しなければならない。（A12項及びA13項参照）</p>	<p>《(3) テスト対象項目の抽出》（第7項参照）</p> <p>A12. 統計的サンプリングにおいては、各サンプリング単位が確率論に基づいて抽出の機会が与えられるような方法でサンプルが抽出される。 非統計的サンプリングにおいては、サンプルの抽出に判断を用いる。 サンプリングの目的は、サンプルが抽出される母集団について、監査人が結論を導き出すための合理的な基礎を得ることにあるので、監査人は、母集団の特性を表すサンプルを選ぶことにより、偏向が回避された代表的なサンプルを抽出することが重要である。</p>	<p>12. サンプリングによる試査におけるサンプルは、それが母集団を代表すると期待できる方法によって抽出されなければならない。</p> <p>27. サンプリングによる試査には、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがある。 統計的サンプリングは、次の(1)と(2)のすべての要件を満たすサンプリング手法である。 (1) サンプルの抽出に無作為抽出法を用いる。 (2) サンプルの監査結果に基づく母集団に関する結論（サンプリングリスクの程度の測定を含む。）を出すに当たって確率論の考</p>

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
				<p>え方を用いる。</p> <p>上記の要件を一つでも満たさないサンプリング手法は、非統計的サンプリングに分類される。したがって、統計的サンプリングの手法を部分的に採用する場合には、統計的サンプリングには該当せず、非統計的サンプリングとなる。</p> <p>なお、統計的サンプリングにおいては、サンプル数の決定の段階から確率論を利用することにより一般的にサンプリングの信頼度は向上する。</p> <p>40. サンプリングによる試査において、監査人は、母集団の中のすべての項目がサンプルとして抽出される可能性があるようにサンプルを抽出しなければならない。統計的サンプリングにおいては、母集団を構成する各項目の抽出される可能性が等しくなるように監査人は無作為にサンプルを抽出しなければならない。非統計的サンプリングにおいては、サンプルは監査人の判断も加味して抽出される。サンプリングによる試査の目的は、サンプルが抽出された母集団全体について結論を形成することにあるため、監査人は、当該母集団の特徴を表す代表的なサンプルを抽出しなければならない。</p>
	A13. The principal methods of selecting samples are the use of random selection, systematic selection and haphazard selection. Each of these methods is discussed in Appendix 4.		A13. 主なサンプル抽出法には、無作為抽出法、系統的抽出法及び任意抽出法があり、これらの方法については、付録4に記載されている。	41. サンプリングによる試査の目的に適合したサンプル抽出の主な方法としては、コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表の利用、系統的抽出法、金額単位抽出法及び任意抽出法がある。これらの方法は、付録3に記載されている。
<b>Performing Audit Procedures</b>	<b>Performing Audit Procedures (Ref: Para. 10-11)</b>	<b>《2. 監査手続の実施》</b>	<b>《3. 監査手続の実施》</b> (第8項から第10項参照)	
9. The auditor shall perform audit procedures, appropriate to the purpose, on each item selected.		8. 監査人は、抽出した各サンプルに対して、目的に照らして適切な監査手続を実施しなければならない。		42. 監査人は、抽出したサンプルに対して監査要点に適合した監査手続を実施しなければならない。
10. If the audit procedure is not applicable to the selected item, the auditor shall perform the procedure on a replacement item. (Ref: Para. A14)	A14. An example of when it is necessary to perform the procedure on a replacement item is when a voided check is selected while testing for evidence of payment authorization. If the auditor is satisfied that the check has been properly voided such that it does not constitute a deviation, an appropriately chosen replacement is examined.	9. 監査人は、抽出したサンプルが監査手続の適用対象として適当でない場合、代わりにサンプルを抽出して手続を実施しなければならない。(A14項参照)	A14. 代わりにサンプルを抽出して手続を実施することが必要である場合の例としては、支払承認の証拠を入手するために実施するテストにおいて、書き損じ等のため無効にされた小切手が抽出される場合がある。監査人は、当該抽出した小切手が適切に無効処理されており、内部統制の逸脱にならないと判断した場合、適切に再抽出した代わりにサンプルを検討する。	43. 監査人は、抽出したサンプルの中に計画された監査手続を実施するためのサンプルとして適当でないものがあれば、通常、代わりにサンプルを抽出して監査手続を実施する。例えば、売上に関する統制評価手続において、連番が付された出荷伝票からサンプルを抽出する際、サンプルとして指定された伝票が書き損じのため有効な出荷伝票として使われなかったような場合である。
11. If the auditor is unable to apply the designed audit procedures, or suitable alternative procedures, to a selected item, the auditor shall treat that item as a deviation from the prescribed control, in the case of tests of controls, or a misstatement, in the case of tests of details. (Ref: Para. A15-A16)	A15. An example of when the auditor is unable to apply the designed audit procedures to a selected item is when documentation relating to that item has been lost.	10. 監査人は、抽出したサンプルに立案した監査手続又は適切な代替手続を実施できない場合、当該サンプルを、運用評価手続においては内部統制の逸脱として、詳細テストにおいては虚偽表示として扱わなければならない。(A15項及びA16項参照)	A15. 監査人が、立案した監査手続を抽出したサンプルに適用できない場合の例としては、当該サンプルに関連する証拠書類が紛失している場合がある。	44. 抽出したサンプルに関連する証拠書類が紛失している場合など、抽出したサンプルに対して予定した監査手続を実施できないことがある。…
	A16. An example of a suitable alternative procedure might be the examination of subsequent cash receipts together with evidence of their source and the items they are intended to settle when no reply has been received in response to a positive confirmation request.		A16. 適切な代替手続の例としては、積極的確認の依頼に対する回答がない場合に、その後の入金状況の検討時に相手先と対象取引等についても確かめる場合がある。	44. …そのサンプルに対して適切な代替手続が実施できない場合には、監査人は、通常、そのサンプルに誤謬があるとみなす。適切な代替手続の一例としては、積極的確認に対して回答が得られない場合に、その後の入金状況を検証することが挙げられる。
<b>Nature and Cause of Deviations and Misstatements</b>	<b>Nature and Cause of Deviations and Misstatements</b>	<b>《3. 内部統制の逸脱と虚偽表示の内容と原</b>	<b>《4. 内部統制の逸脱と虚偽表示の内容と原</b>	



Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
	(Ref: Para. 12)	<b>因</b>	<b>因</b> (第 11 項参照)	
12. The auditor shall investigate the nature and cause of any deviations or misstatements identified, and evaluate their possible effect on the purpose of the audit procedure and on other areas of the audit. (Ref: Para. A17)	A17. In analyzing the deviations and misstatements identified, the auditor may observe that many have a common feature, for example, type of transaction, location, product line or period of time. In such circumstances, the auditor may decide to identify all items in the population that possess the common feature, and extend audit procedures to those items. In addition, such deviations or misstatements may be intentional, and may indicate the possibility of fraud.	11. 監査人は、識別した全ての内部統制の逸脱又は虚偽表示の内容と原因を調査して、それらが監査手続の目的と監査の他の領域に及ぼす影響を評価しなければならない。(A17 項参照)	A17. 監査人は、識別した内部統制の逸脱と虚偽表示を分析するに当たり、その多くに、例えば、取引の種類、地域、製品種目又は期間に共通の特徴があることに気付く場合がある。そのような状況では、監査人は、母集団の中から共通の特徴をもつ項目を全て識別して、これらについて監査手続を拡大して実施することを決定する場合がある。さらに、そのような内部統制の逸脱又は虚偽表示は意図的であり、不正の可能性を示唆することもある。	45. 監査人は、サンプルに対して監査手続を実施した結果を分析し、発見された誤謬の性質と原因及び他の監査の領域等に及ぼす影響を検討しなければならない。
13. In the extremely rare circumstances when the auditor considers a misstatement or deviation discovered in a sample to be an anomaly, the auditor shall obtain a high degree of certainty that such misstatement or deviation is not representative of the population. The auditor shall obtain this degree of certainty by performing additional audit procedures to obtain sufficient appropriate audit evidence that the misstatement or deviation does not affect the remainder of the population.		12. 監査人は、サンプルについて発見した虚偽表示又は内部統制の逸脱が例外的事象であると考え極めて稀な状況においては、その判断に当たり相当に高い心証を得なければならない。 監査人は、この心証を得るために、その虚偽表示又は内部統制の逸脱が残りの母集団に影響を及ぼさないという、十分かつ適切な監査証拠を入手するための追加的な監査手続を実施しなければならない。		47. 特別の事態により単発的に発生したため、母集団における他の誤謬を代表しない誤謬を例外的誤謬という。誤謬が例外的誤謬であるかどうかを判断するためには、監査人は、追加手続を実施することによって、その誤謬が母集団を代表していないことについて相当に高い心証を得る必要がある。この追加手続は、その誤謬が母集団内の他の領域には影響を及ぼさないということを確かめるために十分なものでなければならない。例外的誤謬の例としては、通常発生しないようなコンピュータの故障による誤謬が挙げられる。この場合、監査人は、故障当日に処理された取引を調査するなどによって故障の影響を評価するとともに、故障の原因が監査手続や結論に及ぼす影響を考慮する。
<b>Projecting Misstatements</b>	<b>Projecting Misstatements (Ref: Para. 14)</b>	<b>《 4. 虚偽表示額の推定》</b>	<b>《 5. 虚偽表示額の推定》</b> (第 13 項参照)	
14. For tests of details, the auditor shall project misstatements found in the sample to the population. (Ref: Para. A18-A20)	A18. The auditor is required to project misstatements for the population to obtain a broad view of the scale of misstatement but this projection may not be sufficient to determine an amount to be recorded.  A19. When a misstatement has been established as an anomaly, it may be excluded when projecting misstatements to the population. However, the effect of any such misstatement, if uncorrected, still needs to be considered in addition to the projection of the non-anomalous misstatements.  A20. For tests of controls, no explicit projection of deviations is necessary since the sample deviation rate is also the projected deviation rate for the population as a whole. ISA 330 <sub>3</sub> provides guidance when deviations from controls upon which the auditor intends to rely are detected.	13. 監査人は、詳細テストにおいて、サンプルで発見した虚偽表示額から母集団全体の虚偽表示額を推定しなければならない。(A18 項から A20 項参照)	A18. 監査人は、虚偽表示の大きさに関する全体的な見解を得るために、母集団における虚偽表示額を推定することが必要であるが、この推定は、計上されるべき金額を確定するには十分でないことがある。  A19. 虚偽表示が例外的事象であることが確かめられた場合、当該虚偽表示は、母集団における虚偽表示額の推定から除外されることがある。しかし、母集団を代表しない例外的な虚偽表示の影響については、それが訂正されなかった場合、推定された虚偽表示額とは別に考慮する必要がある。  A20. 運用評価手続においては、サンプルの逸脱率が母集団全体に対する推定逸脱率とみなすことができるので、母集団全体に対する逸脱率について明確に推定する必要はない。 監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」は、監査人が依拠しようとする内部統制の逸脱を発見した場合の指針を提供している。(監基報 330 第 16 項	48. 実証手続の実施において、監査人は、サンプル中に発見した誤謬金額から母集団全体の誤謬総額を推定し、その母集団の推定誤謬額が、他の監査の領域等にどのような影響を及ぼすかを考慮しなければならない。  (現行 51 項。なお、該当文章は報告書の A3 項の右列)  49. 実証手続の実施において、誤謬に例外的誤謬が含まれる場合には、サンプル中の誤謬金額から母集団の誤謬総額を推定するに際して、例外的誤謬を除外する必要がある。母集団を階層化した場合には、誤謬総額の推定は階層ごとに行わなければならない。母集団全体について誤謬の影響を検討する際には、推定誤謬額と例外的誤謬額を階層ごとに合計し、これらを全階層について合計する。 なお、階層化の結果、ある階層に含まれるすべての項目に監査手続を実施した場合には、その階層はサンプリングによる試査からは除かれ、その階層について検出された誤謬は推定を経ずに他の階層について算出される誤謬と合計される。  50. 統制評価手続においては、サンプルから検出された誤謬率が母集団全体の推定誤謬率となるので、第 48 項及び第 49 項に記載された推定は必要とされない。なお、誤謬に例外的誤謬が含まれる場合には、推定誤謬率の決定に際して例外的誤謬は除外する必要がある。
	<sup>3</sup> ISA 330, “The Auditor’s Responses to Assessed			

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
	Risks, paragraph 17.		参照)	
<b>Evaluating Results of Audit Sampling</b>	<b>Evaluating Results of Audit Sampling (Ref: Para. 15)</b>	<b>《5. 監査サンプリングの結果の評価》</b>	<b>《6. 監査サンプリングの結果の評価》</b> (第 14 項参照)	
<p>15. The auditor shall evaluate:</p> <p>(a) The results of the sample; and (Ref: Para. A21-A22)</p> <p>(b) Whether the use of audit sampling has provided a reasonable basis for conclusions about the population that has been tested. (Ref: Para. A23)</p>	<p>A21. For tests of controls, an unexpectedly high sample deviation rate may lead to an increase in the assessed risk of material misstatement, unless further audit evidence substantiating the initial assessment is obtained.</p> <p>For tests of details, an unexpectedly high misstatement amount in a sample may cause the auditor to believe that a class of transactions or account balance is materially misstated, in the absence of further audit evidence that no material misstatement exists.</p> <p>A22. In the case of tests of details, the projected misstatement plus anomalous misstatement, if any, is the auditor's best estimate of misstatement in the population.</p> <p>When the projected misstatement plus anomalous misstatement, if any, exceeds tolerable misstatement, the sample does not provide a reasonable basis for conclusions about the population that has been tested.</p> <p>The closer the projected misstatement plus anomalous misstatement is to tolerable misstatement, the more likely that actual misstatement in the population may exceed tolerable misstatement.</p> <p>Also if the projected misstatement is greater than the auditor's expectations of misstatement used to determine the sample size, the auditor may conclude that there is an unacceptable sampling risk that the actual misstatement in the population exceeds the tolerable misstatement.</p> <p>Considering the results of other audit procedures helps the auditor to assess the risk that actual misstatement in the population exceeds tolerable misstatement, and the risk may be reduced if additional audit evidence is obtained.</p> <p>A23. If the auditor concludes that audit sampling has not provided a reasonable basis for conclusions about the population that has been tested, the auditor may:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Request management to investigate misstatements that have been identified and the potential for further misstatements and to make</li> </ul>	<p>14. 監査人は、以下を評価しなければならない。</p> <p>(1) サンプルのテスト結果 (A21 項及び A22 項参照)</p> <p>(2) 監査サンプリングの利用により、母集団に関する結論について合理的な基礎を得たかどうか (A23 項参照)</p>	<p>A21. 運用評価手続において、サンプルにおける予想を超えた高い逸脱率は、当初の評価を裏付ける追加の監査証拠が入手されない限り、評価した重要な虚偽表示リスクの程度をより高くすることにつながる可能性がある。</p> <p>詳細テストにおいて、サンプルにおける予想を超えた多額の虚偽表示は、重要な虚偽表示がないという追加の監査証拠を入手できない場合には、取引種類又は勘定残高に重要な虚偽表示があると監査人が判断する原因になることがある。</p> <p>A22. 詳細テストの場合、推定による虚偽表示に例外的な虚偽表示 (該当ある場合) を加えた額が、母集団における虚偽表示に係る監査人の最善の見積りとなる。</p> <p>推定による虚偽表示に例外的な虚偽表示 (該当ある場合) を加えた額が、許容虚偽表示額を上回っている場合には、テストされたサンプルは、母集団に関する結論に対して合理的な基礎を提供しない。</p> <p>推定による虚偽表示に例外的な虚偽表示を加えた額が許容虚偽表示額に近づくほど、母集団における実際の虚偽表示が許容虚偽表示額を上回る可能性は高くなる。</p> <p>また、推定による虚偽表示が、サンプル数の決定に用いられた予想虚偽表示額を上回った場合、監査人は、母集団における実際の虚偽表示が許容虚偽表示額を上回っているという受け入れられないサンプリングリスクが存在すると結論付けることがある。</p> <p>監査人は母集団の中の実際の虚偽表示が許容虚偽表示額を上回っているかどうかを評価する際に、他の監査手続の結果を考慮し、追加的な監査証拠の入手が必要な場合がある。</p> <p>A23. 監査人は、監査サンプリングによって、母集団に関する結論に対して合理的な基礎を得られなかったと判断した場合、例えば以下のように対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営者に対して、識別した虚偽表示及び他の虚偽表示が存在する可能性について調</li> </ul>	<p>53. 統制評価手続において、予想外に高い誤謬率がサンプルから検出されることがある。この場合、当初の評価を裏付ける追加の監査証拠が入手されなければ、統制リスクの程度が当初の暫定的評価の程度より高くなる可能性がある。実証手続においても、予想外に大きい誤謬金額がサンプルに発見されることがある。この場合、重要な虚偽の表示が存在しないことを示す追加の監査証拠が入手されなければ、財務諸表項目に重要な虚偽の表示があると監査人は判断することがある。</p> <p>54. 監査人は、サンプルに対して監査手続を実施した結果を評価して、母集団が有する特性についての予備的評価を修正する必要があると判断したならば、次のような対応をしなければならない。</p> <p>(1) 経営者に対して、発見された誤謬や更に誤謬が存在する可能性について調査を依頼し、発見された誤謬については修正を要請する。</p> <p>(2) 計画されていた監査手続を修正する。例えば、統制評価手続において、監査人は、サンプル数を多くするか、代替的に他の統制活動に対して他の統制評価手続を実施するか、又は関連する実証手続を修正する。</p> <p>(3) 監査報告書への影響を検討する。</p> <p>52. 推定誤謬額と例外的誤謬額の合計が許容誤謬額を下回ってはいるが、これに近似している場合、又は推定誤謬率が許容誤謬率を下回ってはいるが、これに近似している場合には、サンプリングリスクを考慮すれば実際には許容誤謬額又は許容誤謬率を超えている可能性があるため、監査人は、他の監査手続の実施結果からみても、そのサンプルに対して監査手続を実施した結果が合理的であるかどうかを慎重に検討する必要があるが、追加的な監査証拠の入手が必要となる場合もある。</p> <p>54. 監査人は、サンプルに対して監査手続を実施した結果を評価して、母集団が有する特性についての予備的評価を修正する必要があると判断したならば、次のような対応をしなければならない。</p> <p>(1) 経営者に対して、発見された誤謬や更に</p>

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
	<p>any necessary adjustments; or</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Tailor the nature, timing and extent of those further audit procedures to best achieve the required assurance.</li> </ul> <p>For example, in the case of tests of controls, the auditor might extend the sample size, test an alternative control or modify related substantive procedures.</p>		<p>査を依頼し、全ての必要な修正を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 合理的な基礎を得るために必要なリスク対応手続の種類、時期及び範囲を見直す。</li> </ul> <p>例えば、運用評価手続の場合、監査人は、サンプル数を増やしたり、代替的な内部統制をテストしたり、又は関連する実証手続を修正する。</p>	<p>誤謬が存在する可能性について調査を依頼し、発見された誤謬については修正を要請する。</p> <p>(2) 計画されていた監査手続を修正する。例えば、統制評価手続において、監査人は、サンプル数を多くするか、代替的に他の統制活動に対して他の統制評価手続を実施するか、又は関連する実証手続を修正する。</p> <p>(3) 監査報告書への影響を検討する。</p> <p>46. 統制評価手続を実施した結果の検討に際しては、監査人は主として内部統制の整備及び運用状況並びに統制リスクの程度に留意する。誤謬が認められた場合には、監査人は、</p> <p>(1) 発見された誤謬が財務諸表に直接与える影響、及び</p> <p>(2) 内部統制が経営者によって無効にされたために誤謬が生じているときには、内部統制の有効性とその統制評価手続に対する影響をも併せて考慮する必要がある。</p>
<b>Effective Date</b>		<b>《Ⅳ 適用》</b>		
3. This ISA is effective for audits of financial statements for periods beginning on or after December 15, 2009.		本報告書は、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。		
<b>Appendix 1 Stratification and Value-Weighted Selection (Ref: Para. A8)</b>		<b>《付録 1 母集団の階層化及び金額単位抽出法》 (A8 項参照)</b>		
In considering the characteristics of the population from which the sample will be drawn, the auditor may determine that stratification or value-weighted selection is appropriate. This Appendix provides guidance to the auditor on the use of stratification and value-weighted sampling techniques.		監査人は、サンプルを抽出する母集団の特性の考慮において、母集団の階層化又は金額単位抽出法が適切であると判断することがある。 本付録は、母集団の階層化及び金額を単位としたサンプリング手法の利用に関して、監査人に指針を提供している。		
<b>Stratification</b>		<b>《 1. 母集団の階層化》</b>		
1. Audit efficiency may be improved if the auditor stratifies a population by dividing it into discrete sub-populations which have an identifying characteristic. The objective of stratification is to reduce the variability of items within each stratum and therefore allow sample size to be reduced without increasing sampling risk.		1. 監査人は、母集団を識別した特性ごとの下位母集団に分けることにより、母集団の階層化を行った場合、監査の効率性が高められることがある。 階層化の目的は、各階層に含まれる項目の持つ特性のバラツキを抑え、それによってサンプリングリスクを高めることなくサンプル数を減少させることにある。		33. 母集団をその特性に応じて階層化することによって、監査の効率性が高められる場合がある。 階層化の目的は、各階層に含まれる項目の持つ特性のバラツキを少なくし、それによってサンプリングリスクを高めることなくサンプル数を減少させることにある。階層化に際しては、母集団を構成するすべての項目が各々一つの階層にだけ属するようにしなければならない。
2. When performing tests of details, the population is often stratified by monetary value. This allows greater audit effort to be directed to the larger value items, as these items may contain the greatest potential misstatement in terms of overstatement. Similarly, a population may be stratified according to a particular characteristic that indicates a higher risk of misstatement, for example, when testing the allowance for doubtful accounts in the valuation of accounts receivable, balances may be stratified by age.		2. 詳細テストを実施する場合、母集団は金額によって階層化されることが多い。 これにより、過大計上という潜在的な虚偽表示の発生する可能性が高いと考えられる金額的に重要な項目に重点を置いた監査が可能となる。同様に、母集団は、例えば、売掛金の評価において貸倒引当金を検討する場合に、その残高を年齢により階層化するなど、高い虚偽表示リスクを示唆する特定の特性に従って階層化されることがある。		34. 実証手続の実施に際して、財務諸表項目残高を金額によって階層化することがある。 母集団の階層化によって、例えば、過大計上という潜在的誤謬の発生する可能性が高いと考えられる金額的に重要な項目に重点を置いた監査が可能となる。また、誤謬の発生する可能性の程度を表す特性によって、母集団を階層化することもある。 例えば、売掛金の回収可能性の監査の場合、母集団の売掛金残高を年令により階層化し、それぞれの階層ごとにサンプルの抽出件数を変化させることにより、誤謬の発生する可能性の程度に応じて監査の効率化を図ることができる。
3. The results of audit procedures applied to a sample of items within a stratum can only be projected to the items that make up that stratum. To draw a conclusion on the entire population, the auditor will need to consider the risk of material misstatement in relation to whatever other strata make up the entire population.		3. ある階層に属するサンプルに監査手続を実施した結果は、当該階層を構成している項目についてのみ推定できる。監査人は、母集団全体について結論を得るために、母集団全体を構成する他の全ての階層に関して、重要な虚偽表示リスクを考慮することが必要になる。例えば、母集団のうち 20%の件数に当たる項目が勘定残高の 90%を構成していることがある。監査人は、その 20%の件数に		35. ある階層に属するサンプルに監査手続を実施した結果は、当該階層においてのみ推定される。したがって、母集団全体について結論を形成するためには、当該階層のみでなく、

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
For example, 20% of the items in a population may make up 90% of the value of an account balance. The auditor may decide to examine a sample of these items. The auditor evaluates the results of this sample and reaches a conclusion on the 90% of value separately from the remaining 10% (on which a further sample or other means of gathering audit evidence will be used, or which may be considered immaterial).		当たる項目に対してサンプルの検討を決定することがある。監査人は、このサンプルの結果を評価し、残りの10%とは別に、勘定残高の90%について結論を得る。なお、残りの10%の残高については、追加のサンプルや他の方法を利用して監査証拠を入手するか、又は、その残高を重要でないと考えることもある。		他の階層の監査リスクや監査上の重要性についても考慮しなければならない。
4. If a class of transactions or account balance has been divided into strata, the misstatement is projected for each stratum separately. Projected misstatements for each stratum are then combined when considering the possible effect of misstatements on the total class of transactions or account balance.		4. 取引種類又は勘定残高が階層に分けられた場合、虚偽表示額は、各階層について推定される。各階層について推定された虚偽表示額は、取引種類又は勘定残高の合計に与える影響の可能性を考慮する際に合計される。		
<b>Value-Weighted Selection</b>		<b>《2. 金額単位抽出法》</b>		
5. When performing tests of details it may be efficient to identify the sampling unit as the individual monetary units that make up the population. Having selected specific monetary units from within the population, for example, the accounts receivable balance, the auditor may then examine the particular items, for example, individual balances, that contain those monetary units. One benefit of this approach to defining the sampling unit is that audit effort is directed to the larger value items because they have a greater chance of selection, and can result in smaller sample sizes. This approach may be used in conjunction with the systematic method of sample selection (described in Appendix 4) and is most efficient when selecting items using random selection.		5. 詳細テストを実施する場合、サンプリング単位を、母集団を構成する個々の金額単位とみなすことが効率的であることがある。 売掛金残高のような母集団の中から特定の金額単位を抽出して、監査人は、当該金額単位を含む項目、例えば、個別の残高などを検討することがある。 金額単位をサンプリング単位として定義するこの方法の一つの利点は、金額が多額の項目に抽出機会がより多くなるので、それらの項目に監査の重点を置き、結果としてより少ないサンプル数とすることができる点にある。 この方法は、系統的抽出法（付録4で記載）と一緒に用いられることがある。また、無作為に項目を抽出する場合、最も効率的になる。		<b>【付録3】</b> 3. 金額単位抽出法 実証手続の実施に当たっては、財務諸表項目残高を構成する一定金額をサンプリング単位として設定することが効率的なことがある。 この場合、母集団を構成する項目の中から項目の累計金額が一定金額以上になった場合に、その該当する項目がサンプルとして抽出される。この方法によってサンプリング単位を特定すると、より金額の重要性の高い項目が抽出される可能性が高くなり、サンプル数はその分少なくなりやすい。 この方法は、系統的抽出法に属しており、コンピュータ・データベースからのサンプルの抽出に適している。
<b>Appendix 2 (Ref: Para. A11)</b> <b>Examples of Factors Influencing Sample Size for Tests of Controls</b>		<b>《付録2 運用評価手続においてサンプル数に影響を与える諸要因の例示》</b> （A11 項参照）		<b>【付録1】</b> <b>サンプル数に影響を与える諸要因—統制評価手続の場合—</b>
The following are factors that the auditor may consider when determining the sample size for tests of controls. These factors, which need to be considered together, assume the auditor does not modify the nature or timing of tests of controls or otherwise modify the approach to substantive procedures in response to assessed risks.		監査人は、運用評価手続におけるサンプル数を決定するに当たり、以下のような諸要因を考慮する。これらの諸要因は総合的に考慮される必要があり、監査人が、運用評価手続の種類又は時期及び実証手続のアプローチを一定にして、評価したリスクに対応することを想定している。		監査人は、統制評価手続のために行うサンプリングによる試査のサンプル数の決定に当たり、以下のような諸要因を考慮する。これらの諸要因は総合的に考慮されなければならない。
<b>【FACTOR】 1. An increase in the extent to which the auditor's risk assessment takes into account relevant controls</b>		<b>【要因】 1. 監査人のリスク評価において、関連する内部統制を考慮に入れる程度が増加する。</b>		<b>【要因】 監査人が内部統制に依拠しようとする程度が高い</b>
<b>【EFFECT ON SAMPLE SIZE】 Increase</b>		<b>【サンプル数に与える影響】 増加する。</b>		<b>【サンプル数に与える影響】 増加する</b>
The more assurance the auditor intends to obtain from the operating effectiveness of controls, the lower the auditor's assessment of the risk of material misstatement will be, and the larger the sample size will need to be. When the auditor's assessment of the risk of material misstatement at the assertion level includes an expectation of the operating effectiveness of controls, the auditor is required to perform tests of controls. Other things being equal, the greater the reliance the auditor places on the operating effectiveness of controls in the risk assessment, the greater is the extent of the auditor's tests of controls (and therefore, the sample size is increased).		監査人が内部統制の運用状況の有効性から相対的に高い保証を得ようとするほど、重要な虚偽表示リスクの評価は相対的に低くなり、相対的に多くのサンプル数が必要となる。 アサーション・レベルにおける重要な虚偽表示リスクの評価において、内部統制が有効に運用されていることが想定されている場合、監査人は、運用評価手続を実施することが必要である。 他の条件が同じであれば、監査人がリスク評価において内部統制の運用状況の有効性に依拠する程度が高くなるほど、監査人の運用評価手続の範囲は拡大され、サンプル数は増加する。		1. 監査人が内部統制に依拠しようとする程度 監査人は内部統制から相対的に高い保証を得ようとするれば、監査人の統制リスクの程度は相対的に低く、サンプル数は相対的に多くする必要があり、例えば、統制リスクの暫定的評価の程度が低いということは、監査人がその内部統制にかなりの程度依拠する計画であることを示している。その場合、監査人はその評価を裏付けるために、統制リスクの程度をより高く評価した場合に比べて多くの監査証拠を入手する必要がある。
<b>【FACTOR】 2. An increase in the tolerable rate of deviation</b>		<b>【要因】 2. 許容逸脱率が低い。</b>		<b>【要因】 監査人が受け入れることのできる内部統制からの逸脱率（許容誤謬率）が高い</b>
<b>【EFFECT ON SAMPLE SIZE】 Decrease</b>		<b>【サンプル数に与える影響】 増加する。</b>		<b>【サンプル数に与える影響】 減少する</b>
The lower the tolerable rate of deviation, the larger the sample size needs to be.		許容逸脱率が低いほど、より多くのサンプル数が必要となる。		2. 監査人が受け入れることのできる所定の内部統制からの逸脱率（許容誤謬率） 監査人が受け入れることのできる所定の内部統制からの逸脱の割合が高いほど、サンプル数を少なくすることができる。

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
[FACTOR] 3. An increase in the expected rate of deviation of the population to be tested		[要因] 3. テストすべき母集団に関する予想逸脱率が高い。		[要因] 監査人が母集団の中に存在すると予想する所定の内部統制からの逸脱率（予想誤謬率）が高い
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Increase The higher the expected rate of deviation, the larger the sample size needs to be so that the auditor is in a position to make a reasonable estimate of the actual rate of deviation. Factors relevant to the auditor's consideration of the expected rate of deviation include the auditor's understanding of the business (in particular, risk assessment procedures undertaken to obtain an understanding of internal control), changes in personnel or in internal control, the results of audit procedures applied in prior periods and the results of other audit procedures. High expected control deviation rates ordinarily warrant little, if any, reduction of the assessed risk of material misstatement.		[サンプル数に与える影響] 増加する。 予想逸脱率が高いほど、実際の逸脱率を合理的に推定するためにより多くのサンプル数が必要となる。 監査人が予想逸脱率を検討する際に考慮すべき要因には、事業に関する監査人の理解（特に、内部統制を理解するために行うリスク評価手続）、担当者等の異動や内部統制の変更、及び過年度に実施した監査手続並びに他の監査手続の結果が含まれる。 予想逸脱率が高い場合は、通常、重要な虚偽表示リスクを軽減することはできない。		[サンプル数に与える影響] 増加する 3. 監査人が母集団の中に存在すると予想する所定の内部統制からの逸脱率（予想誤謬率） 監査人が予想する内部統制からの逸脱率が高いほど、実際の逸脱率を合理的に推定するために必要なサンプル数は多くなる。監査人が予想逸脱率を検討する際に考慮すべき要因には、業務に関する監査人の理解（特に、内部統制の理解）、担当者等の異動や内部統制の変更、過年度に実施した監査手続の結果及び他の監査手続の結果が含まれる。 高い逸脱率が予想される場合は、統制リスクの程度を低く評価することはできないか、又は軽減できる程度が限られているため、統制評価手続は、通常、行われぬ。
[FACTOR] 4. An increase in the auditor's desired level of assurance that the tolerable rate of deviation is not exceeded by the actual rate of deviation in the population		[要因] 4. 母集団における実際の逸脱率が許容逸脱率を上回っていないということについて、監査人が得ようとする保証水準が高くなる		[要因] 監査人が必要とするサンプリングの信頼度（又は、統制リスクの程度を実際の程度より低いと結論付けるリスク）が高い
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Increase The greater the level of assurance that the auditor desires that the results of the sample are in fact indicative of the actual incidence of deviation in the population, the larger the sample size needs to be.		[サンプル数に与える影響] 増加する。 サンプルのテスト結果が現実に母集団における実際の逸脱を示していることについて、監査人が得ようとする保証水準が高いほど、より多くのサンプル数が必要となる。		[サンプル数に与える影響] 増加する 4. 監査人が必要とするサンプリングの信頼度 サンプルに対する統制評価手続の実施結果が実際に母集団に含まれている誤謬の割合を正確に表示していることについてより高い信頼度を監査人が必要とするならば、より多くのサンプル数が必要となる。
[FACTOR] 5. An increase in the number of sampling units in the population		[要因] 5. 母集団におけるサンプリング単位数が増加する。		[要因] 母集団を構成する項目が多い
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Negligible effect For large populations, the actual size of the population has little, if any, effect on sample size. For small populations however, audit sampling may not be as efficient as alternative means of obtaining sufficient appropriate audit evidence.		[サンプル数に与える影響] 無視できるほど小さい。 大きな母集団では、母集団を構成する項目数がサンプル数に与える影響は無視できるほど小さい。 しかし、小さな母集団では、監査サンプリングは、十分かつ適切な監査証拠を入手するための他の方法に比べて効率的でないことがある。		[サンプル数に与える影響] 極めて影響が小さい 5. 母集団を構成する項目数 大きな母集団では、母集団を構成する項目数がサンプル数に与える影響は無視できる。しかし、小さな母集団では、サンプリングによる試査は、通常、十分かつ適切な監査証拠を入手するための他の方法に比べて効率的な方法ではない。
Appendix 3 (Ref: Para. A11) Examples of Factors Influencing Sample Size for Tests of Details		《付録3 詳細テストのサンプル数に影響を与える諸要因の例示》（A11 項参照）		[付録2] サンプル数に影響を与える諸要因—実証手続の場合—
The following are factors that the auditor may consider when determining the sample size for tests of details. These factors, which need to be considered together, assume the auditor does not modify the approach to tests of controls or otherwise modify the nature or timing of substantive procedures in response to the assessed risks.		監査人は、詳細テストにおけるサンプル数の決定に当たり、以下のような諸要因を考慮する。これらの諸要因は総合的に考慮される必要があり、監査人が、運用評価手続のアプローチや実証手続の種類又は時期を一定にして、評価したリスクに対応することを想定している。		監査人は、実証手続のために行うサンプリングによる試査のサンプル数の決定に当たり、以下のような諸要因を考慮する。これらの諸要因は総合的に考慮されなければならない。
[FACTOR] 1. An increase in the auditor's assessment of the risk of material misstatement		[要因] 1. 監査人の重要な虚偽表示リスクの評価が高くなる。		[要因] 固有リスクの程度が高い
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Increase The higher the auditor's assessment of the risk of material misstatement, the larger the sample size needs to be. The auditor's assessment of the risk of material misstatement is affected by inherent risk and control risk. For example, if the auditor does not perform tests of controls, the auditor's risk assessment cannot be reduced for the effective operation of internal controls with respect to the particular assertion. Therefore, in order to reduce audit risk to an acceptably low level, the auditor needs a low detection risk and will rely more on substantive procedures.		[サンプル数に与える影響] 増加する。 監査人の重要な虚偽表示リスクの評価が高くなるほど、より多くのサンプル数が必要となる。 監査人の重要な虚偽表示リスクの評価は、固有リスク及び統制リスクの影響を受ける。 例えば、監査人が運用評価手続を実施しない場合、特定のアサーションに関連する内部統制の有効な運用状況によって監査人のリスク評価を低くすることができない。 したがって、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、監査人は、発見リスクの程度を低くする必要があり、実証手続に依拠する程度を高めることになる。		[サンプル数に与える影響] 増加する 1. 固有リスクの程度が高い 固有リスクの程度が高くなるほど、監査人はより多くのサンプル数を必要とする。固有リスクの程度が高い場合、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために発見リスクの程度を低くすることが必要となるため、発見リ

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
The more audit evidence that is obtained from tests of details (that is, the lower the detection risk), the larger the sample size will need to be		より多くの監査証拠を詳細テストから入手しようとするほど、すなわち、発見リスクをより低くするほど、より多くのサンプル数が必要となる。		リスクが低いほど、より多くのサンプル数を必要とする。
[FACTOR] 2. An increase in the use of other substantive procedures directed at the same assertion		[要因] 2. 同一のアサーションに対してより多くの他の実証手続が実施される。		[要因] 監査人が評価した統制リスクの程度が高い
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Decrease		[サンプル数に与える影響] 減少する。		[サンプル数に与える影響] 増加する
The more the auditor is relying on other substantive procedures (tests of details or substantive analytical procedures) to reduce to an acceptable level the detection risk regarding a particular population, the less assurance the auditor will require from sampling and, therefore, the smaller the sample size can be		監査人が、特定の母集団における発見リスクの程度を許容可能な水準に抑えるために、他の実証手続（詳細テスト又は分析的実証手続）に依拠する程度を高めるほど、サンプリングにおいて必要な保証水準は低くなり、したがって、サンプル数をより少なくすることができる。		2. 監査人が評価した統制リスクの程度 統制リスクの程度に対する監査人の評価が高くなるほど、必要とされるサンプル数は多くなる。例えば、統制リスクの程度が高いと評価した場合、監査人はその監査要点に関連する内部統制にはほとんど依拠することができない。したがって、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるためには、監査人は発見リスクの程度を低くする必要があり、実証手続に依拠する度合いを高めることになる。実証手続に依拠する度合いが高くなれば（すなわち、発見リスクの程度がより低くなれば）、より多くのサンプル数が必要となる。
[FACTOR] 3. An increase in the auditor's desired level of assurance that tolerable misstatement is not exceeded by actual misstatement in the population		[要因] 3. 母集団における実際の虚偽表示額が許容虚偽表示額を上回らないことについて、監査人が得ようとする保証水準が高くなる。		[要因] 同一の監査要点に対してより多くの他の実証手続が実施される
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Increase		[サンプル数に与える影響] 増加する。		[サンプル数に与える影響] 減少する
The greater the level of assurance that the auditor requires that the results of the sample are in fact indicative of the actual amount of misstatement in the population, the larger the sample size needs to be.		サンプルのテスト結果が母集団における実際の虚偽表示を示していることについて、監査人が得ようとする保証水準が高くなるほど、より多くのサンプル数が必要となる。		3. 同一の監査要点に対する他の実証手続の実施 監査人が特定の財務諸表項目に関する発見リスクの程度を許容できる水準に引き下げるために他の実証手続に依拠する度合いを高めるならば、監査人はサンプリングによる試査に要求する保証の程度を低くする。したがって、より少ないサンプル数でよいことになる。
[FACTOR] 4. An increase in tolerable misstatement		[要因] 4. 許容虚偽表示額が低くなる。		[要因] 監査人が必要とする信頼度が高い（又は、監査人が誤って受け入れるリスクの許容水準が低い） [要因] 監査人が受け入れることのできる誤謬総額（許容誤謬額）が大きい
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Decrease		[サンプル数に与える影響] 増加する。		[サンプル数に与える影響] 増加する [サンプル数に与える影響] 減少する
The lower the tolerable misstatement, the larger the sample size needs to be		許容虚偽表示額が低くなるほど、より多くのサンプル数が必要となる。		4. 監査人が必要とする信頼度 サンプルに対する実証手続の実施結果が実際に母集団に含まれている誤謬金額を正確に表示していることについてより高い信頼度を監査人が必要とすれば、より多くのサンプル数が必要となる。 5. 監査人が受け入れることのできる誤謬総額（許容誤謬額） 監査人が受け入れることのできる誤謬総額が大きいほど、より少ないサンプル数でよいことになる。
[FACTOR] 5. An increase in the amount of misstatement the auditor expects to find in the population		[要因] 5. 母集団における予想虚偽表示額が増加する。		[要因] 監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額（予想誤謬額）が大きい
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Increase		[サンプル数に与える影響] 増加する。		[サンプル数に与える影響] 増加する
The greater the amount of misstatement the auditor expects to find in the population, the larger the sample size needs to be in order to make a reasonable estimate of the actual amount of misstatement in the population.		母集団における予想虚偽表示額が大きいほど、母集団における実際の虚偽表示額を合理的に見積もるためには、より多くのサンプル数が必要となる。		6. 監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額（予想誤謬額）

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
Factors relevant to the auditor's consideration of the expected misstatement amount include the extent to which item values are determined subjectively, the results of risk assessment procedures, the results of tests of control, the results of audit procedures applied in prior periods, and the results of other substantive procedures		予想虚偽表示額の考慮に関連する諸要因には、金額の決定に主観的判断が介入している程度、リスク評価手続の結果、運用評価手続の結果、過年度に実施した監査手続の結果、及び他の実証手続の結果が含まれる。		監査人が母集団の中に存在すると予想する誤謬金額が大きいほど、母集団の中に実際に存在する誤謬金額を合理的に見積もるためにサンプル数は多くする必要がある。監査人が予想誤謬額を検討する際に考慮すべき要因には、金額の決定に主観的判断が介入している程度、統制評価手続の結果、過年度に実施した監査手続の結果、その他の実証手続の結果が含まれる。
[FACTOR] 6. Stratification of the population when appropriate		[要因] 6. 母集団の階層化 (適切な場合)		[要因] 母集団の階層化 (適切な場合)
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Decrease		[サンプル数に与える影響] 減少する。		[サンプル数に与える影響] 減少する
When there is a wide range (variability) in the monetary size of items in the population, it may be useful to stratify the population. When a population can be appropriately stratified, the aggregate of the sample sizes from the strata generally will be less than the sample size that would have been required to attain a given level of sampling risk, had one sample been drawn from the whole population		母集団における項目に金額の幅が相当ある場合、母集団の階層化が有用であることがある。母集団を適切に階層化できる場合、各階層のサンプル数の合計は、一般に、サンプリングリスクの程度が同じであれば、階層化せずに母集団全体から抽出した場合のサンプル数よりも少なくなる。		7. 母集団の階層化 母集団に含まれる各項目の金額に相当の幅がある場合に、母集団を金額の近似した項目ごとに階層化することが適当であることがある。階層化が適切になされた場合には、各階層からのサンプル数の合計は、一般に同程度のサンプリングリスクを達成するように母集団全体から一つのサンプルを抽出した場合のサンプル数よりも少なくなる。
[FACTOR] 7. The number of sampling units in the population		[要因] 7. 母集団におけるサンプリング単位の数		[要因] 母集団を構成する項目が多い
[EFFECT ON SAMPLE SIZE] Negligible effect		[サンプル数に与える影響] 無視できるほど小さい。		[サンプル数に与える影響] 極めて影響が小さい
For large populations, the actual size of the population has little, if any, effect on sample size. Thus, for small populations, audit sampling is often not as efficient as alternative means of obtaining sufficient appropriate audit evidence. (However, when using monetary unit sampling, an increase in the monetary value of the population increases sample size, unless this is offset by a proportional increase in materiality for the financial statements as a whole (and, if applicable, materiality level or levels for particular classes of transactions, account balances or disclosures.)		大きな母集団では、母集団を構成する項目数がサンプル数に与える影響は無視できるほど小さいが、小さな母集団では、監査サンプリングは、十分かつ適切な監査証拠を入手するための他の方法に比べて効率的でないことが多い。 しかしながら、金額単位抽出法を利用する場合、母集団の金額が増加すると、重要性の基準値（及び該当する場合には、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値）が比例して増加し母集団の金額の増加の影響が相殺されない限り、サンプル数は増加する。		8. 母集団を構成する項目数 大きな母集団では、母集団を構成する項目数がサンプル数に与える影響は無視できる。しかし、小さな母集団では、サンプリングによる試査は、通常、十分かつ適切な監査証拠を入手するための他の方法に比べて効率的な方法ではない。
Appendix 4(Ref: Para. A13) Sample Selection Methods		《付録4 サンプル抽出法》(A13 項参照)		[付録3] サンプル抽出方法
There are many methods of selecting samples. The principal methods are as follows:		サンプルの抽出には多くの方法があり、その主なものは次のとおりである。		主なサンプル抽出方法には、次の方法がある。
(a) Random selection (applied through random number generators, for example, random number tables).		1. 無作為抽出法 例えば、乱数表などの乱数ジェネレーターを利用して適用される。		1. コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表の利用
(b) Systematic selection, in which the number of sampling units in the population is divided by the sample size to give a sampling interval, for example 50, and having determined a starting point within the first 50, each 50th sampling unit thereafter is selected. Although the starting point may be determined haphazardly, the sample is more likely to be truly random if it is determined by use of a computerized random number generator or random number tables. When using systematic selection, the auditor would need to determine that sampling units within the population are not structured in such a way that the sampling interval corresponds with a particular pattern in the population.		2. 系統的抽出法 この方法においては、母集団を構成するサンプリング単位数をサンプル数で割ることによってサンプル間隔が求められる。例えば、サンプル間隔が 50 である場合、初めの 50 項目の中から最初のサンプルを決定し、その後は 50 番目ごとにサンプリング単位を抽出する。最初のサンプルは任意抽出により決定してもよいが、コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表を利用して決定された場合、サンプルは真に無作為である可能性がより高くなる。系統的抽出法を使用する場合、監査人は、サンプル間隔がその母集団に特有のパターンと符合するような抽出方法で母集団におけるサンプリング単位が構成されていないと決定する必要がある。		2. 系統的抽出法 この方法においては、母集団を構成する項目数をサンプル数で割ることによってサンプル間隔が求められる。例えば、サンプル間隔が 50 であるとする、初めの 50 項目の中から最初のサンプルが決定され、その後は 50 番目ごとの項目がサンプルに抽出される。最初のサンプルは任意抽出により決定してもよいが、コンピュータによる乱数ジェネレーター又は乱数表を利用して決定することによって、サンプルの抽出が無作為である可能性がより高くなる。 系統的抽出法を使用する場合、監査人は、サンプル間隔がその母集団に特有のパターンに符合するような抽出方法にならないように最初のサンプル又はサンプル間隔を決定する必要がある。
(c) Monetary Unit Sampling is a type of value-weighted selection (as described in Appendix 1) in which sample size, selection and evaluation results in a conclusion in monetary amounts.		3. 金額単位抽出法 (付録 1 で記述されているような) 項目の金額を重視した方法の一種であり、そのサンプル数、抽出及び評価は、金額によって結論付けられる。		3. 金額単位抽出法 実証手続の実施に当たっては、財務諸表項目残高を構成する一定金額をサンプリング単

Clarity 版 ISA [Requirement etc]	[Application etc]	報告書 [要求事項等]	[適用指針]	主な現行の監査実務指針
				位として設定することが効率的なことがある。この場合、母集団を構成する項目の中から項目の累計金額が一定金額以上になった場合に、その該当する項目がサンプルとして抽出される。この方法によってサンプリング単位を特定すると、より金額的重要性の高い項目が抽出される可能性が高くなり、サンプル数はその分少なくなりやすい。この方法は、系統的抽出法に属しており、コンピュータ・データベースからのサンプルの抽出に適している。
<p>(d) Haphazard selection, in which the auditor selects the sample without following a structured technique. Although no structured technique is used, the auditor would nonetheless avoid any conscious bias or predictability (for example, avoiding difficult to locate items, or always choosing or avoiding the first or last entries on a page) and thus attempt to ensure that all items in the population have a chance of selection.</p> <p>Haphazard selection is not appropriate when using statistical sampling.</p>		<p>4. 任意抽出法</p> <p>この方法においては、監査人は、ある定まった手法に従わずにサンプルを抽出する。定型化した手法を利用しないが、監査人は、それでもなお、全ての意識的な偏向や予測（例えば、捜すのが難しい項目を避けたり、常にページの最初若しくは最後の項目を選択したり又は選択しないようにすること）を避けて、母集団における全ての項目に抽出の機会があることを確かめるようにする。任意抽出法は、統計的サンプリングを使う場合には適切でない。</p>		<p>4. 任意抽出法</p> <p>この方法においては、監査人は、ある定まった手法に従わずにサンプルを抽出する。ただし、意識的な偏向や予測（例えば、捜すのが難しい項目を避けたり、常にページの最初若しくは最後の項目を選んだり又は選ばないようにすること）を避けて、母集団内のすべての項目が抽出される可能性があるようにする必要がある。任意抽出法は、統計的サンプリングを使う場合には適当な方法ではない。</p>
<p>(e) Block selection involves selection of a block(s) of contiguous items from within the population. Block selection cannot ordinarily be used in audit sampling because most populations are structured such that items in a sequence can be expected to have similar characteristics to each other, but different characteristics from items elsewhere in the population.</p> <p>Although in some circumstances it may be an appropriate audit procedure to examine a block of items, it would rarely be an appropriate sample selection technique when the auditor intends to draw valid inferences about the entire population based on the sample.</p>		<p>5. ブロック抽出法</p> <p>母集団における連続した項目を一つ以上のブロックとして抽出する方法である。ほとんどの母集団は、連続した項目はお互いに類似した特性を持つが、連続していない他の項目とは特性が異なることが予想されるような構造になっているため、ブロック抽出法は、通常、監査サンプリングにおいて使用することはできない。状況によっては、ブロックとして抽出された項目を検討することが適切な監査手続になることもあるが、監査人がサンプルに基づいて母集団全体に対する適切な推定を行う場合、適切なサンプル抽出手法となることはほとんどない。</p>		<p>ブロック抽出法は、母集団内の連続した項目を一つ以上のブロックとして抽出する方法である。</p> <p>この方法は、一般にサンプリングによる試査において使用することはできない。なぜなら、あるブロック内の項目は互いに類似した特性を持つが、それは母集団内のほかの項目の持つ特性とは違っているということが、多くの母集団について予想されるからである。状況によっては、ブロックとして抽出された項目に監査手続を実施することが適当である場合もあるが、監査人が十分な裏付けのもとにサンプル結果から母集団全体に対する推定を行うためには、一般に適当な抽出方法とはなり得ない。</p>

“Copyright © [December, 2011] by the International Federation of Accountants (IFAC). All rights reserved. Used with permission of IFAC. Contact [Permissions@ifac.org](mailto:Permissions@ifac.org) for permission to reproduce, store or transmit, or to make other similar uses of this document.”